

事 務 連 絡

平成 23 年 5 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

**マロピタントクエン酸塩を有効成分とする錠剤及び
注射剤の劇薬及び要指示医薬品への追加について**

このことについて、平成 23 年 5 月 11 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、マロピタントクエン酸塩を有効成分とする錠剤及び注射剤の承認に伴い、当該製剤を劇薬及び要指示医薬品として指定し、別表第 2 及び別表第 3 に追加することとする内容として、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成 23 年農林水産省令第 31 号）を平成 23 年 5 月 11 日に公布、同日施行したというものです。

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成23年5月11日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第2項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第31号）が別添のとおり平成23年5月11日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

記

1. 改正の内容

劇薬及び要指示医薬品の追加

今般、マロピタントクエン酸塩を有効成分とする錠剤及び注射剤が承認されることに伴い、当該製剤を劇薬及び要指示医薬品として指定することとし、別表第2及び別表第3に追加する。

2. 施行期日

平成23年5月11日



○農林水産省令第三十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十一日

農林水産大臣 鹿野 道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第十二号の二十一」を「第十二号の二十二」に改める。

別表第二劇薬の項中第四十号を第四十一号とし、第三十五号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 マロピタント、その塩類及びそれらの製剤

別表第三中第百十一号を第百十二号とし、第百号から第百十号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の次

に次の一号を加える。

百 マロピタント

附 則

この省令は、公布の日から施行する。